

7 生徒指導

(1) 長野県いじめ問題対策連絡協議会

ア 目的

長野県いじめ防止対策推進条例第 11 条の規定により、本県におけるいじめ問題の克服に向けて、いじめ防止等に関係する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止、早期発見・早期対応、地域や家庭・関係機関の連携をより実効的なものとするために設置。

「いじめ問題対策連絡協議会」における連携の成果が、市町村が設置する学校におけるいじめ防止等に活用されるよう、市町村教育委員会との連携を図る。

イ 会の構成

関係機関	長野県弁護士会	
	長野県医師会	
	長野県臨床心理士会	
	長野県社会福祉士会	
	長野県精神保健福祉士協会	
	いじめ防止ながの県民ネットワーク	
	長野県 P T A 連合会	
	長野県市町村教育委員会連絡協議会	
	長野県高等学校長会	
	長野県中学校長会	
	長野県小学校長会	
	長野県私学教育協会	
行政関係	法務省長野地方法務局	人権擁護課長
	長野県	県民文化部次世代サポート課長
		県民文化部こども・家庭課長
		県民文化部私学振興課長
		中央児童相談所の職員のうちから 中央児童相談所長が指定する者
	長野県警察本部	生活安全部少年課長
長野県教育委員会	教育長	
	心の支援課長	

ウ 検討事項

- ① 学校及び地域におけるいじめの状況
- ② 学校、地域、関係機関等によるいじめ防止等の取組
- ③ 新たな知見、見解等に基づくいじめの予防教育のあり方
- ④ 前各号に掲げるもののほか、いじめ防止等に関する事項

(2) 生徒指導総合連絡会議

ア 趣 旨

児童生徒の生徒指導上の問題や課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行い学校・家庭・地域社会等における児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

イ 委 員

会 長	飯 田 俊 穂	安曇野ストレスケアクリニック院長
副 会 長	上 村 恵津子	信州大学教育学部教職大学院教授
委 員	青 沼 架佐賜	長野市民病院小児科長
〃	匂 坂 千 穂	長野第一法律事務所弁護士
〃	森 本 遼	森本法律事務所弁護士
〃	田 中 信 明	長野県佐久平総合技術高等学校長
〃	西 澤 道 生	長野市立柳町中学校長
〃	轟 裕 明	長野市立古牧小学校長
〃	東福寺 裕 子	長野県社会福祉士会会員
〃	夏 目 宏 明	長野県精神保健福祉士協会会長
〃	佐々木 尚 子	長野県臨床心理士会会員
〃	淵 上 瑞 江	県中央児童相談所相談判定課長
〃	和 田 徳 栄	県精神保健福祉センター主査
〃	布施谷 明 子	県警少年課サポートセンター室長

ウ 職 務

- ① 学校及び教育委員会に専門的見地から助言を行う。
- ② 会議の部会の活動に対し専門的見地から助言を行う。

(3) 相談・支援体制の充実

ア スクールカウンセラー等の配置

臨床心理士、大学教授等のスクールカウンセラーを全ての市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校に配置し、児童生徒及び保護者の教育相談や教職員への助言等に対応した。また、4教育事務所配置のスクールカウンセラーを全ての県立高校・特別支援学校の要請に応じて派遣し、生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行った。

イ スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置

東信、南信（飯田事務所を含む）、中信、北信の各教育事務所に計28名のSSWを配置。社会福祉や精神保健福祉の専門家として、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して介入し、学校と福祉関係機関との連携をコーディネートしながら、児童生徒を取り巻く環境改善に向けて総合的な支援を行った。

ウ いじめ・不登校相談員の配置

東信、南信、中信及び北信の各教育事務所に計4名のいじめ・不登校相談員を配置。管内の公立学校において、いじめや不登校に関わる状況を把握し、生徒指導専門指導員やSSWとともに対応策を検討。改善を図るための相談・助言を行った。

エ 子どもと親の相談員の配置

不登校の未然防止及早期発見・早期対応を図るため、専門の相談員を小学校30校に配置。学級担任等と連携して家庭訪問や登校援助指導等を行った。

オ 学校生活相談センター

学校生活相談センター（24時間フリーダイヤル）において、指導主事及び臨床心理士等が、電話・メールによる教育相談、来所相談等に対応した。

○「学校生活相談センター」電話相談の実施状況

- ・相談時間：24時間
- ・電話番号：0120-0-78310
- ・受付状況：1,326件

【相談対象者の学校区分】

区分	件数
小学生	322
中学生	384
高校生	507
不明・その他	113

【相談内容】

区分	件数
いじめに関する事	131
不登校に関する事	136
その他子ども自身に関する事	270
教師学校の対応に関する事	428
家庭・子育てに関する事	220
その他	141

カ LINE相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」

期間限定のLINE相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」を開設し、Ⅰ期7月1日～29日、Ⅱ期8月18日～9月18日（※台風の影響で9月4日は休止）の計60日間で529件の相談に対応した。

（４） 生徒指導研修の充実

児童生徒の個性尊重と潜在能力の伸長をめざし、心を理解する感性を磨き、よりよい人間関係をつくるための予防開発的生徒指導を推進するとともに、生徒指導上の今日的課題の理解と対応を学ぶための研修講座を総合教育センターに開設した。また、生徒指導において各学校や地域で中核的役割を担う教員の養成をめざし、生徒指導研修を実施した。

（５） いじめ・不登校地域支援事業

ア 趣 旨

各学校におけるいじめや不登校などの実態や課題を迅速に把握し、解決に向けて指導や助言を行う「いじめ・不登校地域支援チーム」を東信、南信、中信及び北信の各教育事務所に設置。

学校、家庭、市町村教育委員会、民間支援団体を含む関係機関などと連携した支援の充実に努め、管内のいじめや不登校への対応に係る中核的な機能を果たした。

イ 実施状況

- ① 各教育事務所の学校教育課長をリーダーとして、生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、SSWが中核となり、教育事務所内の全指導主事がチームとして、いじめや不登校の問題に悩む児童生徒への支援とともに、児童生徒を取り巻く環境改善のための総合的な支援を行った。
- ② 県教育委員会が年2回開催するいじめ・不登校全県研修会や各教育事務所が年2回開催する地区推進会議において、いじめや不登校への対策に関わる研修を行った。

（６） 学校・家庭・地域・関係機関との連携

ア いじめ防止子どもサミットNAGANO

いじめをなくすためには、子どもたちが自らいじめについて考え、自らの手で解決に向けて取り組んでいくことが効果的である。このことを踏まえ、いじめ防止に主体的に取り組む児童生徒が集い、交流する機会として「いじめ防止子どもサミットNAGANO」を開催した。

- ・平成30年11月17日（土）長野県総合教育センター
小学校9校、中学校9校、計18校54名参加
- ・全国サミットへの参加（平成31年1月26日） 御代田南小学校生徒3名参加
- ・サミットメッセージをポスターにして、県内全学校、公民館等に配布

イ インターネット等の適正利用の推進

- ① 高校生インターネット適正利用推進事業（ICTカンファレンス長野大会）の開催

- ・長野県大会 平成 30 年 9 月 29 日（土）安曇野市立明科公民館 10 校 42 名参加
 - ・全国サミットへの参加（平成 30 年 11 月 3 日）松本深志高等学校生徒 1 名参加
 - ・高校生 I C T カンファレンス長野県大会からのメッセージをすべての高校に配信
- ② 「インターネットについてのアンケート」調査の実施
- ・調査実施時期 平成 30 年 7 月～9 月
 - ・調査結果公表 平成 30 年 11 月 21 日
- ③ 指導資料「ユビキタス@n a g a n o」を年 4 回、全ての学校に配信
- ④ 長野県青少年インターネット適正利用推進協議会の開催
- ・平成 27 年 10 月に青少年のインターネットの適正利用の推進を目的に官民共同で設置された協議会を 7 月と 2 月に開催。
 - ・「青少年のネット依存の防止やネットの適正利用について考えてみましょう」をテーマに「長野県青少年インターネット適正利用推進フォーラム」を 10 月に佐久市で開催。

ウ 中高生徒指導連絡協議会

高校に入学した直後の生徒が、学校生活や学業に適応できず不登校になったり問題行動を起こすことがある。一人ひとりの生徒が生き生きとした学校生活を送るためには、中・高の生徒指導の密接な連携を一層強化し、地域ぐるみで生徒の健全育成を図る必要がある。

このため、旧通学区ごとに中・高生徒指導連絡会議を開催し、連携を強化・充実して地域ぐるみで生徒の健全育成に努めた。

エ 家庭との連携促進

学校と家庭との一層緊密な連携のもとに、非行防止、健全育成を図るため、家庭訪問による指導の充実を図った。

オ 予防啓発活動等

- ・教職員向け「子どもの自殺予防」リーフレット『「気づき」と「共有」で自殺予防』の作成と配布
- ・指導資料「ユビキタス@n a g a n o」（ケイタイ・インターネット問題対応資料）の作成と配布
- ・不登校への対応の手引き（改訂版）「不登校への支援について考える」の配信